

令和4年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年7月27日	社会福祉法人 護念児会	法人 運営	評議員の評議員会への出席について、令和3年度及び令和4年度において直近2回の評議員会を欠席している評議員がいました。社援発第0427第1号(最終改訂令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、当該評議員が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認してください。	(対象の評議員について、仕事都合がつかなかったことやコロナウイルス感染の濃厚接触者になり、自宅待機となってしまったことだった為)感染症対策の一環として、オンラインシステム導入したので、今後は対面式の会議だけでなく、オンライン会議を活用しながら、より出席が可能な対応を行っていきたいと思う。
実地	幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定 新通こども園			

令和4年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年7月27日	社会福祉法人 美勢会	法人 運営	定時評議委員会の開催について、社援発第0427第1号(最終改訂令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会で計算書類及び事業報告等の承認を行った後、2週間(中14日)以上の間隔を空けて開催してください。	今後は中14日以上空けて開催するようにする。
実地	幼保連携型認定こども園 あいりすこども園	法人 会計	随意契約については、経理規程第70条に基づき、随意契約が可能な金額であっても、軽微なものを除き、見積合わせを行い、相手先を決定してください。なお、特定の二者と随意契約する場合は、その理由や業者名を明確にし、記録に残してください。(2回目)	今後は随意英訳可能な金額であっても見積合わせを行うようにする。

令和4年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年9月30日	社会福祉法人 白善会	法人 会計	附属明細書のうち、積立金・積立資産明細書が作成されて いませんでした。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、 必要な附属明細書を漏れなく作成してください。	令和4年度決算資料から忘れずに作成いた します。
実地	幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園るんびい にこども園			

令和4年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年11月9日	幼保連携型認定こども園 坂井輪東幼稚園	施設	苦情解決の仕組みについて、第三者委員を法人の評議員に依頼中との改善報告がありました。が、選任されていませんでした。「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針(平成12年6月7日社援第1352号、児発575号ほか通知)」2(3)に基づき、客観性の確保のため福祉関係者、有識者、法人監事、法人評議員(理事は除く)等から複数の第三者委員を選任してください。	法人の評議員を選任済
実地				

令和4年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年11月9日	幼保連携型認定こども園 藤見幼稚園		指摘事項なし	
実地				

令和4年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年11月11日	幼保連携型認定こども園 新和ここの実こども園		指摘事項なし	
実地				

令和4年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年11月11日	幼保連携型認定こども園 新潟葵こども園		指摘事項なし	
実地				

令和4年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年11月28日	幼保連携型認定こども園 物見山はじめ保育園		指摘事項なし	
実地				
実地				

令和4年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年11月30日	幼保連携型認定こども園 岡山幼保連携型認定こども園		指摘事項なし	
実地				

令和4年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年12月7日 実地	社会福祉法人 曾根おひさまこども園	施設	掲示について、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項の掲示がありませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき掲示してください。	運営規程の見直しをし、作成。 理事会・評議員会で承認。 玄関に掲示。
		法人 運営	評議員及び役員の選任に際し、候補者が欠格事由に該当しないかの確認及び暴力団等の反社会的勢力(暴力団員でなくなった日から5年未経過を含む)の者でないかの確認をしていません。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、「誓約書」の徴取等により、候補者が欠格事由に該当しないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかの確認を行ってください。	誓約書を作成し、評議員及び役員から署名。
	法人 運営	評議員会で決議される議題・議案については理事会の決議により決定される必要がありますが、理事会での決議を得ている旨が理事会議事録に記載されていませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」及び社会福祉法第45条の14第6項に基づき、理事会での決議内容は理事会議事録に正確に記載してください。	理事会での決議は理事会議事録に記載し、 評議員会で決議する。	
	法人 運営	役員の選任に際し、次に記載する者が選任されているかの確認がなされていませんでした。理事:「社会福祉事業の経営における福祉に関する実情に通じている者」・「当該施設の管理者」、監事:「社会福祉事業について識見を有する者」・「財務管理について識見を有する者」。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき、役員は法律の要件を満たす適正な者を選任し、選任時の記録を残してください。	役員の選任に際し、法律の要件を満たす適 正な者を選任し、議事録に記録を残す。	
	法人 運営	新監事の選任は、社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、監事の選任に関する議案を評議員会へ提出する前に、同意書を聴取するまたは理事会議事録に同意の旨を記載し現監事が議事録に記名押印することにより、現監事の同意を得てください。	監事が変わる時は同意書を聴取する。	

令和4年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年12月7日 実地	社会福祉法人 幼保連携型認定こども園	曾根おひさまこども園	評議員会の招集通知について、評議員会の目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、議題・議案の概要等を記載してください。	招集通知に議題・議案を記載。
		曾根おひさまこども園	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	都度利害関係人の有無を確認し、議事録で記録を残す。
			補正予算について理事会の承認を得ていませんでした。補正予算を編成する際は、経理規程第21条に基づき、理事会の承認を得てください。	今後、補正予算を編成する際は理事会を開催する。
			人件費積立金及び保育所施設・設備整備積立金について、理事会で決議していませんでした。国庫補助金等特別積立金以外の積立金の計上は、会計基準第6条第3項に基づき、理事会の決議を受けて行って下さい。	今後、積立金計上の際は理事会の承認を得る。

令和4年度 幼保連携型認定こども園指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年8月9日	社会福祉法人 光寿会	法人 運営	令和3年6月の定時評議員会の招集通知について、理事・監事選任に係る議案が記載されていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項に準用される一般法人法第182条第3項に基づき、評議員会の招集通知には評議員会の日時及び場所の他、議案についても漏れなく記載してください。	評議員会の招集通知について、日時、場所、議案について漏れなく記載する。
実地	幼保連携型認定こども園 勝楽寺こども園	法人 会計	資金収支計算書の予算欄の金額は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2(1)に基づき、理事会で承認された最終補正予算額と一致させてください。	今後、理事会等の議案作成時には資料に訂正が生じないように留意し、訂正があった場合は確実に差替えする。また、決議資料に差替えがあった場合は、その旨を議事録に記載する。